徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第２号　令和７年１月３０日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番　号	表　　題	担当課名
５６※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課

徳島県告示第五十六号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年一月三十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　薬物の名称等

1　化学名　二―（エチルアミノ）―二―（二―フルオロフェニル）シクロヘキサン―一―オン（通称　二Ｆ―ＮＥＮＤＣＫ、二Ｆ―二ＯＸＯ―ＰＣＥ、二―ＦＸＥ、二―ｆｌｕｏｒｏｄｅｓｃｈｌｏｒｏ―Ｎ―ｅｔｈｙｌ―ｋｅｔａｍｉｎｅ）及びその塩類

2　化学名　二―［（四―メトキシフェニル）メチル］―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］―一Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール（通称　Ｍｅｔｏｎｉｔａｚｅｐｙｎｅ、Ｎ―Ｐｙｒｒｏｌｉｄｉｎｏ　Ｍｅｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）及びその塩類

3　化学名　（八Ｒ）―六―アリル―一―（シクロプロパンカルボニル）―Ｎ・Ｎ―ジエチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称　一ｃＰ―ＡＬ―ＬＡＤ）及びその塩類

4　化学名　（八Ｒ）―一―（シクロプロパンカルボニル）―Ｎ―メチル―Ｎ―（プロパン―二―イル）―六―メチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称　一ｃＰ―ＭｉＰＬＡ、一ｃＰ―ＭＩＰＬＡ）及びその塩類

二　指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三　指定の効力発生の日

令和七年一月三十一日